

桶川市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、桶川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般社団法人 埼玉県バス協会を組織する団体の代表者
- (5) 一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会を組織する団体の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (9) 道路管理者、埼玉県警察、学識経験者その他の市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 前条第6号及び第9号に掲げる者の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、市長（市長が指名するものが委員であるときは、その者）をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、交通会議主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営その他必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。